

マイツグループ ミニかわら版

2007年3月1日
第393号
税理士法人 マイツ
担当：西田 隆夫

(この資料は、全部お読みいただいて 90 秒です。)

減価償却制度の税制改正について

平成19年度の税制改正の中で減価償却制度について早期償却による減税が予定されており、その概要は次の通りです。

項目		改正前	改正後
償却可能限度額の廃止		取得価額×5%まで (取得価額1000万円の場合50万円まで)	1円(備忘価額)まで
定額法の計算	計算式	(取得価額－残存価額)×償却率	取得価額×償却率
	計算例 (耐用年数20年)	(1年目～21年目) (1000万円－100万円)×0.05 =45万円 (22年目) 55万円－50万円＝5万円	(1年目～20年目) 1000万円×0.05＝50万円
定率法の計算	計算式	未償却残高×償却率(注) (注)耐用年数経過時点で取得価額の10%が未償却残高となるように設定 (耐用年数10年の場合は0.206)	未償却残高×償却率(注) (注)(1÷耐用年数)×250% (耐用年数10年の場合は0.25)
	定額法切替システムの導入		定率法による償却額が定額法による償却額を下回る時点より定額法に切替える制度を導入する
	計算例 (耐用年数10年)	(初年度) 1000万円×0.206＝206万円	(初年度) 1000万円×0.25＝250万円 (8年目以降) $133\text{万円} \div 3\text{年} = 44\text{万円}$ ↓ (8年目～10年目) (7年経過時点での残存価額)
取得時期との関係	平成19年4月1日以後取得分		上記改正後の償却方法を適用
	平成19年3月31日以前取得分		①改正前の償却方法を適用する ②取得価額の5%に達した資産については、翌期以降5年間で1円(備忘価額)まで均等償却することが可能

なお上記改正は、法人税及び所得税が対象であり、固定資産税(償却資産)については、従来の計算方法が維持されます。

詳しくは、税理士法人 マイツ 担当者まで
075-341-7000
<http://www.myts.co.jp>